

1. 策定までの経緯

(1) 御嶽山火山防災協議会（計画策定組織）

御嶽山の火山防災対策については、長野県側において平成3年5月7日に「御嶽山火山対策会議」を、岐阜県側において平成19年1月31日に「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」をそれぞれ設置し、噴火時の防災対策等を検討してきた。平成23年12月27日の中央防災会議において、「防災基本計画」（火山災害対策編）が改定され、平常時からの火山防災対策として、都道府県、市町村、国の機関、火山専門家等が連携し、火山防災体制の構築に向けた共同検討を行う「火山防災協議会」の位置付けが明確に示されたことを受け、長野・岐阜両県による協議会一本化に向けての検討を進め、平成26年12月24日に、関係機関の合意のもと両県合同の「御嶽山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立した。平成27年12月10日には、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正活火山法」という。）が施行され、火山防災協議会が法定化されるとともに、その役割が明確化されることとなった。

(2) 計画の目的

本計画は、「火山防災対策を検討するための御嶽山の噴火シナリオ」（以下「噴火シナリオ」という。）を基に、関係機関が噴火により発生する火山現象及び影響範囲について共通の認識を持ち、噴火災害の被害軽減に向けた防災対策を実施するために、御嶽山噴火時に関係機関が連携して取り組む総合的な防災対策等を取りまとめることを目的とする。

本計画は、従来の住民を対象とした避難等の計画策定にとどまらず、平成26年9月27日に発生した噴火災害を踏まえ、突発的な噴火による被害に遭いやすい、登山者や山の周辺を訪れる観光客への対策を意識した内容とする。

(3) 計画の位置付け

本計画の内容は、両県及び関係市町村の地域防災計画に反映するとともに、本計画の対応を適切に実施するための、より具体的な対策については協議会が中心となり、関係機関が共同で整理・検討していくものとする。

また、本計画をより実践的なものとするため、今後、防災訓練等を通じて、継続的に内容の検証を行い、必要に応じて修正を行うものとする。

なお、両県及び各市町村の個別の防災対応については、それぞれの地域防災計画に基づくものとする。

また、本計画の策定をもって、噴火警戒レベルの運用開始に合わせて長野県側及び岐阜県側で平成20年3月31日に共に施行された「御嶽山噴火警戒レベル導入に関わる防災対応についての申し合わせ書」は、失効するものとする。